

2021年1月12日  
千葉県職業能力開発協会

### 緊急事態宣言発令に伴う技能検定の実施について

2021年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され千葉県も対象地域となりましたが、当県で実施を予定している令和2年度後期技能検定ならびに随時級（基礎級、随時3級、随時2級）技能検定は厚生労働省作成のガイドライン<sup>(※1)</sup>に従って感染予防策を行ったうえで実施する予定です。

受検者ならびに試験実施関係者の皆様におかれましても体調管理、マスク着用等、感染症対策に御協力くださいますようお願いいたします。

※1 ガイドラインの詳細はこちら [\(PDF\)](#)。

（厚生労働省「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン改訂（12/16）」）

※2 今後の新型コロナウイルス感染状況や下記理由等々により、試験を中止する場合があります。

- ・会場ならびに試験委員の確保ができない場合
- ・試験資材運搬に支障が発生した場合
- ・感染防止策が行えない場合